

名家連ニュース

平成 26 年 8 月 29 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 325 号

家族の生活実態調査 (期間:平成 26 年 1 月 ~ 3 月末 回収率:60.59%、306 人)

精神保健医療福祉の提言(案)の概要 その4

6. 権利擁護 憲法・条約・法律を日々の暮らしに反映する

(1) 本人の所得保障 (複数記入あり)



項目	障害年金	就労収入	生活保護	無収入	回答者
人数	239	48	8	45	306
平均	70,816 円	56,928 円	25,722 円	0	64,913 円

(2) 家族の生活状況

項目	本人への生活費	1 カ月の世帯収入
人数	185	218
平均	48,683 円/月	259,927 円/月

日本国憲法第 25 条
全ての国民は、健康で文化的な
最低限度の生活を営む権利を有する

日本国憲法第 14 条
全ての国民は、法の下に平等であって
- (中略) - 差別されない

(3) 社会的入院の解消に向けて

① 現在、本人が入院している家族に
退院についてお聞きします



② 日常生活を支える社会資源があれば
退院可能ですか

項目	退院させたい	入院させておきたい
人数	11	31
%	26.2	73.8



項目	はい	いいえ
人数	17	24
%	41.5	58.5

③ 入院させておきたい理由について伺います (複数記入)

ア 肉体的にも精神的にも限界である イ 周りに迷惑がかかる ウ 家族関係が悪くなる
エ 一緒に生活する場がない オ 秒強の対応に自信がない カ 生活を支える自信がない
キ 病院にいれば安心できる

項目	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	回答者
人数	24	19	8	10	24	14	17	30 人
%	80	63	27	33	80	47	57	

国連障害者権利条約第4条 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習、及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること。この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。